

## 令和8年度三沢市学生地域参画助成金交付要綱

(令和8年6月2日)

(趣旨)

第1条 三沢市は、若者が地域イベントの企画及び運営に参画する機会を創出し、地域への理解及び愛着の醸成を図るとともに、関係人口の創出及び地域活性化に資するため、市外在住の学生が当該イベントに参画するために当市を訪れる際に要する経費の一部について、令和8年度予算の範囲内において、三沢市学生地域参画助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 大学、大学院、短期大学、専門学校に在籍する者をいう。
- (2) 地域イベント 市長が認める地域振興を目的としたイベント（以下「イベント」という。）をいう。
- (3) 地域参画活動 学生がイベントの企画段階からオンライン会議等に参加し、かつイベント実施日に現地において参加する一連の活動をいう。
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 三沢市外に居住する学生であること。
- (2) イベントの企画等会議（オンライン会議を含む。）に、2回以上参加すること。
- (3) イベント実施日に、現地において運営に参加すること。
- (4) 地域参画活動実施後において、当市が実施する調査及び広報事業に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。

(1) 地域参画活動と同一の行程において、助成対象経費を同じくする地方公共団体等による助成制度を利用した者及び利用する予定のある者

(2) 三沢市暴力団排除条例（平成24年三沢市条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者

（助成対象経費）

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、助成対象者が地域参画活動に要した交通費及び宿泊費（以下「助成対象経費」という。）とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、別表に定めるそれぞれの区分において、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を合算した額とする。

2 助成金の交付は、同一年度中につき1回を限度とする。

（事前確認）

第6条 助成対象者で助成金の申請を希望する者は、市長が指定した日までに、学生地域参画助成金事前申込書（様式第1号）に学生であることを証明する書類及び居住地が分かる書類を添えて、市長に提出し、確認を受けるものとする。

（活動実績確認）

第7条 イベントの主催団体は、地域参画活動の実績を証明するため、参加実績証明書（様式第2号）に活動を証する書類を添えて、市長に提出するものとする。

（交付申請）

第8条 助成対象者で助成金の申請をする者（以下「申請者」という。）は、イベント実施日から起算して30日を経過した日までに、令和8年度三沢市学生地域参画助成金交付申請書（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 助成対象経費の領収書等の写し

(2) 活動実績報告書（様式第4号）

(3) 地域参画活動実施後アンケート（様式第5号）

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、交付又は不交付を決定し、令和8年度三沢市学生地域参画助成金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第10条 前条の規定による交付決定の通知を受けた申請者は、令和8年度三沢市学生地域参画助成金請求書（様式第7号）を市長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の全額について、令和8年度三沢市学生地域参画助成金返還命令書（様式第8号）により返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第3条に規定する助成対象者に該当しないことが判明したとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定による返還を命じられた者は、市長が定める期日までに当該助成金を返還しなければならない。

(状況調査)

第13条 市長は、助成金の交付にあたり、必要があると認めたときは、公簿等により調査を行うことができる。

(調査への協力)

第14条 助成対象者は、助成金の交付及び返還等に関し、市長が必要な調査等を行う場合には、これに協力しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月3日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

区分	助成対象経費	上限金額
交通費	交通費は、合理的な経路及び方法により、居住地から三沢市を訪れる際に要した往復の公共交通機関及び高速道路の利用料を助成対象とする。なお、イベント実施日を含まない行程の場合は、助成対象としない。	2万円
宿泊費	宿泊費は、市内宿泊施設の宿泊に要した費用（サービス料金及び入湯税を除く。）とし、イベント実施日及びその前日の宿泊を助成対象とする。なお、申請者の1親等以内の親族が所有する住宅等が市内に所在する場合は、助成対象としない。	1万円

備考

- 1 自己都合による取消において発生するキャンセル料は、全額自己負担とする。
- 2 交通費と宿泊費が一体となったパック型旅行商品の場合、宿泊費は1泊あたり3,000円を助成することとし、交通費は総額から宿泊費相当額として6,000円に泊数を乗じて得た額を差し引いた額を助成対象経費とする。
- 3 交通費のうち、鉄道賃については乗車に係る運賃（特別車両料金を除く。）を、船賃及び航空賃については最も安価となる等級の運賃を助成対象経費とする。